

重要

会員各位

2024年8月吉日
株式会社いすゞユーマックス
いすゞモーターオークション

いすゞモーターオークション会員規約改定のご案内

拝啓 盛夏の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、いすゞモーターオークション会員規約を、各種法令との整合性を考慮し、2024年9月1日より下記の通り、改定させていただきます。

つきましては、下記内容をご確認の上、別紙の改定内容をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

会員の皆様には、引続き弊社オークション会場をご利用いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

【実施】 2024年9月1日より

【内容】

- 第20条（会員の義務）第1項を改定します。
- 第61条（移転登録の実施）第1項、第3項を改定します。
- 第62条（名義変更手続完了保証金）第1項、第2項を改定します。
- 第63条（自動車税の処理）第3項を削除します。

以上

【お問合せ先】

IMA 東京会場
千葉県印西市牧の台3丁目1番1
TEL 0476-42-5121
FAX 0476-42-5131

IMA 神戸会場
兵庫県神戸市灘区味泥町2-48
TEL 078-871-5500
FAX 078-871-5507

IMA 九州会場
福岡県古賀市青柳字馬渡808
TEL 092-942-0860
FAX 092-942-1342

【別紙】

改定前	改定後
第 20 条 (会員の義務)	第 20 条 (会員の義務)
1. 会員は、本規約を誠実に遵守しなければなりません。	1. 会員は、本規約 <u>および諸規則ならびに法令</u> を誠実に遵守しなければなりません。
第 61 条 (移転登録の実施)	第 61 条 (移転登録の実施)
1. 落札店は、IMA 開催日の翌月末まで (特記事項欄に書類の有効期間が明記されている車両については、その有効期間内) に移転登録等の名義変更手続を完了し、車検証の写しを事務局に送付しなければなりません。遅延した場合は遅延損害金として 5,000 円を請求します。以後、1 営業日遅延するごとに 1,000 円を加算します。	1. 落札店は、IMA 開催日の翌月末まで (特記事項欄に書類の有効期間が明記されている車両については、その有効期間内) <u>を移転登録等の名義変更完了通知期限と</u> し、車検証の写しを事務局に送付しなければなりません。 <u>名義変更完了通知の引き渡しが遅れた場合は</u> 遅延損害金として 5,000 円を請求します。以後、1 営業日遅延するごとに 1,000 円を加算します。
3. 名義変更遅れによって発生した損害 (預り自動車税相当額の返金も含む) は、全て落札店の負担とします。	3. 名義変更 <u>完了通知引き渡し</u> 遅れによって発生した損害 (預り自動車税相当額の返金も含む) は、全て落札店の負担とします。
第 62 条 (名義変更手続完了保証金)	第 62 条 (名義変更手続完了 <u>通知</u> 保証金)
1. 事務局は、名義変更手続完了の確認まで 10,000 円/台を名義変更完了保証金として預かるものとします。	1. 事務局は、名義変更手続完了 <u>通知の引き渡し</u> まで 10,000 円/台を名義変更完了 <u>通知</u> 保証金として預かるものとします。
2. 事務局は、名義変更登録確認後、名義変更完了保証金 10,000 円/台を返還します。但し、名義変更手続完了が期限を経過した場合は、名義変更手続完了保証金を返還しません。	2. 事務局は、名義変更登録確認後、名義変更完了保証金 10,000 円/台を返還します。但し、名義変更手続完了 <u>通知の引き渡し</u> が期限を経過した場合は、名義変更手続完了 <u>通知</u> 保証金を返還しません。
第 63 条 (自動車税の処理)	第 63 条 (自動車税の処理)
3. 開催月と同年度内に車検が切れる出品車両 (車検残が翌月末未満もしくは名義変更期限未満の場合も含む) は、原則として自動車税の納税証明 (継続検査用) を添付不要とします。但し、事務局が納税証明書の提出を求めた場合、出品店は事務局からの請求日を含む 10 日以内に事務局に提出するものとします。これを遅延した場合は、ペナルティとして 10,000 円を出品店に請求します。但し、車検満了月の前月以降 (自動車税納付期限内は除く) に事務局が依頼した場合に限りです。 ※落札店は、車検満了月の前月以降 (自動車税納付期限内は除く) に納税証明を事務局に請求出来ます。但し、事務局が不要と判断し請求をお断りする場合があります。	<削除>